

宮城県の津波被災地における 農業復旧・復興の現状と課題

主席研究員 内田多喜生

〔要 旨〕

宮城県の津波被災地では、被害甚大な一部の地域を除き農地及び農業用施設の復旧と担い手の確保が進み、多くの地域で営農が再開されている。ただし、営農再開に伴う課題も生じており、とくに、土壌改良の実施や販売環境変化への対応は、早急に取り組みが必要となっている。

農協及びJAグループ、さらに普及センター等農業関連機関が各地域で対応を開始しているが、今後は、より広域的な課題への対応も必要になろう。また2015年度までの「集中復興期間」に、営農再開がかなわない被災農業者も多いとみられ、支援体制の継続が求められる。

目 次

はじめに

1 農地・農家・農業生産の復旧・復興

- (1) 農地及びその関連施設
- (2) 農業者の営農再開
- (3) 農業産出額と農協の販売品取扱高推移

2 農業関連の主な復旧・復興施策と営農再開の 現状

- (1) 復興関連施策の動向
- (2) C1、C4事業等による営農再開

3 生産再開により見えてきた課題

- (1) 津波被災地区での土壌問題
- (2) 新設法人の経営体制にかかる課題
- (3) 販売環境変化にかかる課題

4 課題への対応

- (1) 土壌問題に対して
- (2) 新設法人の経営体制の整備
- (3) 販売環境変化

おわりに

はじめに

本稿では、大震災発災から4年がたった宮城県の津波被災地の農業復旧・復興の現状を統計データ等より確認するとともに、公表資料、新聞記事や現地での聞き取り調査等をもとに、農業復旧・復興に際して生じている様々な課題（主に土地利用型農業について）に検討を加える。さらに、それらの課題に対する農協、JAグループ、普及センター等農業関連機関の取組みも交えながら、今後の被災地の農業復旧・復興のために必要な取組みの方向を考えたい。

なお、被災地では現在も様々な取組みが多様な主体により実施されており、本稿で取り上げる事例はそのごく一部であることに、留意されたい。

1 農地・農家・農業生産の復旧・復興

まず、宮城県における被災からの農業復旧・復興の現段階の状況を確認しておく。

(1) 農地及びその関連施設

宮城県によれば、生産基盤である農地・農業用施設については、被害が甚大な一部の地域、農地復旧と圃場整備を並行して進めている地域を除き、ほぼ復旧している。

農地については、第1表にあるように、宮城県内の復旧対象農地13,000haのうち、2015年1月末段階で82%、10,619haの復旧

第1表 農地及びその関連施設の復旧・整備状況
(2015年1月末)

	被害状況	進捗状況	
		着手面積 着手率	完成面積 完成率
農地	復旧対象 面積 13,000ha	11,950ha 92%	10,619ha 82%
農業用施設 (排水機場)	被災箇所数 69か所 (うち復旧対 象47か所)	着手箇所 44か所 着手率 94%	完成箇所数 37か所 完成率 79%

資料 宮城県「復興の進捗状況」(平成27年2月11日)

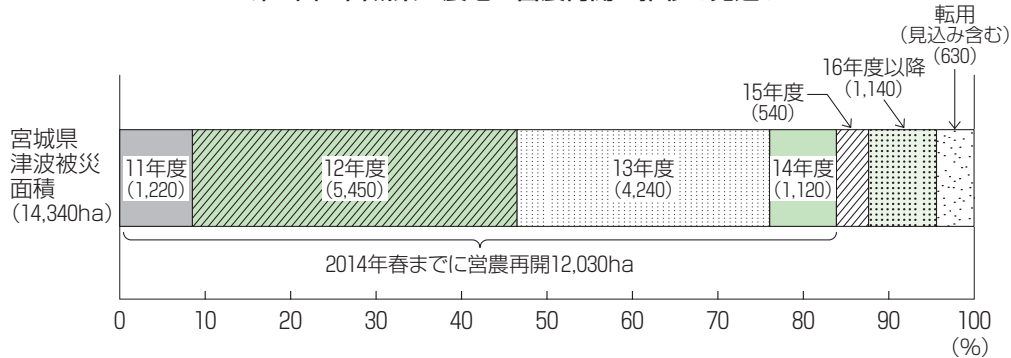
が完成している。また、農業用施設（排水機場）に関しては、復旧対象箇所47か所のうち15年1月末段階で、37か所、79%が復旧している。

このように農地及びその関連施設については、14年中に復旧・整備済みの農地・施設が8割前後に達し、復旧が着実に進んでいることがうかがえる。

次に年度別に、農地の営農再開状況をみたものが、第1図である。12年度に5,450haに上った営農再開面積は、再開面積が増えるにつれ年々縮小し、15年度は540haとピークのほぼ10分の1となる見込みである。ただし、16年度以降に復旧が遅れる農地が1,140haあることに注意すべきであろう。

また、地域ごとに復旧の進捗に大きな違いがあることにも留意する必要がある。例えば、第2表は震災前後の市町別耕地面積推移をみたものである。同表にみられるように、特に県内の最北の気仙沼市、最南の山元町で、農地復旧が他地域に比べ遅れている。これは、圃場条件や被害の程度が他地域からみて厳しいことが影響している。

第1図 宮城県農地の営農再開の推移と見通し



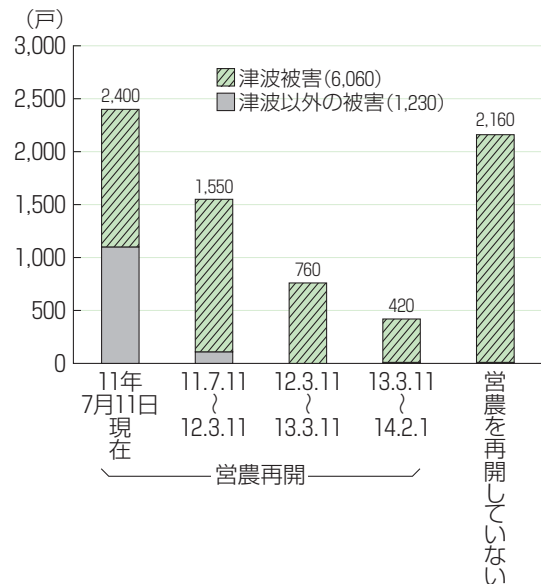
資料 東北農政局「復旧・復興に向けた東北農政局等の取組状況(平成26年11月)」

第2表 宮城県沿岸市町耕地面積推移
—2010年時点市町内耕地面積1,000ha以上のみ—

	10年	11	12	13	14	増減率 (14/10)
気仙沼市	2,220	1,430	1,410	1,430	1,380	△37.8
南三陸町	1,210	997	989	989	975	△19.4
石巻市	10,200	9,350	9,320	9,360	9,320	△8.6
東松島市	3,060	1,750	2,430	2,510	2,630	△14.1
松島町	1,030	930	1,010	1,010	1,010	△1.9
仙台市	6,580	4,660	4,810	5,830	6,230	△5.3
名取市	2,990	1,910	2,290	2,460	2,830	△5.4
岩沼市	1,870	1,060	1,040	1,290	1,580	△15.5
亘理町	3,450	1,590	2,130	2,460	2,690	△22.0
山元町	2,050	1,120	1,130	1,230	1,500	△26.8

資料 農林水産省「耕地及び作付面積統計」各年7月時点

第2図 宮城県の東日本大震災で被害のあった農業経営体の営農再開状況



資料 農林水産省「東日本大震災による農業経営体の被災・経営再開状況」「被災3県における農業経営体の被災・経営再開状況」

(2) 農業者の営農再開

次に、農業者の営農再開状況を見ることとする。宮城県内の東日本大震災の被災農業者は7,290戸で、そのうち14年2月1日までに営農再開した経営体は5,130戸、約7割である。そして、第2図にみられるように営農を再開する経営体は年々減少している。営農再開に至っていない経営体の中には、既に離農している経営体（例えば、農地復旧に合わせて設立された組織経営体に農地を預け、自らは離農した等）も多いとみられるが、農地復旧が進まず営農再開できない経営体も一部にあるとみられる。

また、営農再開できない理由をみると、

当然のことながら「耕地や施設が使用（耕作）できない」とする回答が圧倒的に多い（第3表）が、「生活の拠点が定まらない」の回答も依然3割を超えている。前述の通り、被災地での農地やその関連施設等の生産基盤の復旧は着実に進みつつあるが、住宅整備の遅れは否めず、それが営農再開に与えている影響も無視できない。

農地等の被害が甚大な地域で、また生活

第3表 営農再開できない理由(複数回答)

	(単位 %)					
	生活拠点 が定まらない*	耕地や施設が 使用(耕作) できない*	農機具が確保 できない	農業労働力が 足りない	営農資金に不 安がある	その他(病気 やケガ等)
12年3月11日	31.4	96.6	48.5	6.7	39.6	4.9
13. 3. 11	37.7	95.5	52.3	7.2	38.2	1.2
14. 2. 1	34.9	94.3	38.3	2.6	21.1	3.7

資料 第2図に同じ

(注) *は原発事故の影響による場合を除く。

第4表 農業産出額の推移

	(単位 億円, %)					
	10年	11	12	13	増減額 (13-10)	増減率 (13/10)
全国	81,214	82,463	85,251	84,668	3,454	4.3
うち 米	15,517	18,497	20,286	17,807	2,290	14.8
野菜	22,485	21,343	21,896	22,533	48	0.2
果実	7,497	7,430	7,471	7,588	91	1.2
畜産	25,525	25,509	25,880	27,092	1,567	6.1
宮城県	1,679	1,641	1,810	1,767	88	5.2
うち 米	667	749	885	792	125	18.7
野菜	268	222	217	231	△37	△13.8
果実	22	23	22	22	0	0.0
畜産	640	584	626	658	18	2.8

資料 農林水産省「生産農業所得統計」

第5表 宮城県沿岸5JAの販売品取扱高の推移

	(単位 億円, %)					
	10年度	11	12	13	増減額 (13-10)	増減率 (13/10)
宮城沿岸5JA合計	242	213	207	241	△1	△0.3
JA南三陸	12	10	10	12	△0	△1.8
JAいしのまき	104	120	113	126	22	21.0
JA仙台	40	40	37	44	3	8.7
JA名取岩沼	32	22	22	24	△8	△24.9
JAみやぎ亘理	54	21	26	36	△18	△33.1

資料 各JAディスクロ誌等

環境の整備の遅れている地域で、意欲がありながら15年度までの「集中復興期間」に営農再開条件が整わない農業者が存在することに、関連機関は十分留意する必要がある。

(3) 農業産出額と農協の販売品

取扱高推移

最後に、宮城県品目別農業産出額と、沿岸5JAの販売品取扱高の推移をみていく。

宮城県の主な品目別農業産出額の推移をみたものが第4表である。同表にみられるように、13年の農業産出額は10年のそれを上回るが、その増加分はほとんどが米によるもので、野菜については、10年の水準を下回っており、回復が遅れている。

また、津波被災を受けた沿岸部市町を管内とする農協の販売品取扱高の推移をみたものが第5表である。被災市町の中でも早期に農地や施設が復旧した市町と、そうでない市町で、農業産出額の回復に違いがみられ、とくに、管内農業生産基盤の大半が

震災の影響を受けた宮城県南部での回復が遅れている。

全体としてみれば、生産額も震災前の水準に回復しつつあるが、一部の品目、地域で、その回復に遅れがみられるのが現状である。

2 農業関連の主な復旧・復興施策と営農再開の現状

ここでは、これまでの農業関連の主な復旧・復興施策の概要を振り返るとともに、それら施策による営農再開の事例について、みておきたい。

(1) 復興関連施策の動向

11年の大震災発災直後は、緊急対応的な各種の施策とともに、農地や用排水機場等生産基盤の回復のための災害復旧事業が着手された。その際、生産基盤回復までの農業者所得確保の手段として実施されたのが、被災農家経営再開支援事業である。この事業は、農地のがれき除去等のために農業者が組織した復興組合等に支援金を交付するもので、所得を失った農家の貴重な収入源となるとともに、その際に設立された復興組合が、復旧後の担い手組織の母体となるケースも多かった。対象面積は農地復旧とともに縮小し、14年度は11年度の約6分の1の面積で取り組まれている。

また、生産手段を失った農業者に農機・施設等を支援するための施策としては、まず11年度に、国の東日本大震災農業生産対策交付金（以下「農業生産対策交付金」という）が開始された。JAグループからも全農「災害対策積立金」、農林中金「復興支援プログラム」等を活用した支援が始まり、全国の農協からも被災地農家の営農再開支援のために膨大な物的・人的支援が行われた（具体的な内容については、内田（2012, 2013, 2014）参照）。

12年度からは国の復興交付金事業による支援も始まる。復興交付金事業の中で農業復興のために取り組まれている主な事業としては、農地復旧と合わせて圃場整備等を行う農山漁村地域復興基盤総合整備事業（以下、同事業の復興交付金基幹事業番号であるC1から「C1事業」という）と、被災地の

市町が農機具を貸与等する被災地域農業復興総合支援事業（以下、同様に「C4事業」という）がある。前者は、主に津波で被災した沿岸部で取り組まれており、後者は、津波で被災した沿岸部での担い手組織の営農再開や、沿岸部で被災した施設園芸農家の内陸部での営農再開等のための農機・施設等整備に利用されている。

(2) C1・C4事業等による営農再開

前述の農業復旧・復興のためのC1, C4事業の利用について、宮城県では、まず、12年に亘理町、山元町でC4事業によるいちご団地整備の取組みが始まり、その後、津波被災地でC1事業（仙台東地区では国直轄事業で行われており、以下「国直轄事業」という）による圃場整備事業の進捗等に合わせて、C4事業の利用が各地で進められていった。

まず、C4事業の代表的な取組みをみていく。

a C4事業による施設園芸の営農再開

C4事業を活用した取組みで最も大規模なものは、JAみやぎ亘理管内で取り組まれたいちご団地の造成である。JAみやぎ亘理管内の亘理町、山元町は震災前、東北一のいちご産地として、約380戸の農家が、96haのいちご栽培を行っていた。しかし、東日本大震災による津波被害で栽培面積の95%が被災するなど甚大な被害を受けた。このいちご産地の復興のため、C4事業によるいちご団地の整備が計画されたのである。

具体的には農協管内に点在していたハウ

スを7か所の団地に集約し、さらに土耕が中心だった栽培方法を、高設ベンチ養液栽培に転換することで、生産性の高い農業を実現するというものであった。土耕から高設ベンチ養液栽培への移行には農家の不安もあったが、農協、普及センター、研究機関、さらに施設メーカーがチームを組んで、対応にあたった。

13年9月には施設の引き渡しが行われ、同年12月に初めての出荷が行われた。現在は、両町合わせて被災農業者151名が7か所、41haの鉄骨ハウスでいちご栽培に取り組み、14年11月には2シーズン目の出荷が始まっている。生産は順調に推移しており、大震災前よりも単位収量は増え、品質も向上している。単位収量が増えたため、農家の出荷作業の負担も増えたが、農協がコンテナ出荷に取り組むなど、農家負担の軽減を図っている。

このように、いちご団地が比較的順調に取り組まれている背景としては、参加農業者や農協をはじめとする関連機関の努力はもちろんであるが、いちご団地が農家単位で割り振られ、経営規模や栽培品目、栽培期間に大きな変更はなく、従来の家族経営の延長線上で再開できたことも大きかったとみられる。

b C1及び国直轄事業・C4事業による 土地利用型農業の営農再開

津波による被害が大きかった沿岸部では、農地復旧に加え、C1及び国直轄事業により圃場整備が行われると同時に、それら圃

場整備地区の農業の担い手として、多数の法人や任意組織等の組織経営体が設立された。ただし、構成員である被災農業者も津波により農機、施設等が流出していたため、多くの地域で農機や乾燥施設等の整備がC4事業により行われた。

これら組織経営体の多くが13年度までに農協やJAグループ、普及センター等関連機関による支援を受け、営農を再開している(内田(2012, 2013, 2014)参照)。ここでは、宮城県内でも農地の復旧・整備が遅れていた仙台市の仙台東地区、宮城県最北の気仙沼市、南三陸町、最南の山元町の圃場整備地区での営農再開の状況について、ふれておきたい。

(a) 仙台東地区での圃場整備事業地区での 営農再開

仙台東地区では大規模な圃場整備事業が国直轄によって行われている。対象地区のうち内陸部は農地復旧が先行し、沿岸部では圃場整備と農地復旧が並行して行われている。そして、圃場整備事業が最初に完了し、営農再開したのが仙台市若林区井土地区の(農)井土生産組合である。井土地区は、仙台市沿岸の中でも最も被害が大きかった地区の一つであり、多くの農家が地区外へ移住するなか、営農再開の受け皿として、12年12月有志15名によって同組合は設立^(注1)された。JA仙台は地域農業の振興と地域資源の維持管理を図るため、同組合の設立^(注2)を支援するとともに、出資を行っている。同組合は水稻85ha、畑15haを手掛け、集約化された畑でJA仙台の提案で機械化による

省力化が期待できる玉ねぎ生産に取り組むとともに、育苗後のハウスで被災農家の女性を中心に新品種のミニトマト「アンジェレ」栽培を行うなど複合経営を進めている。^(注3)

(農)井土生産組合に次いで、15年より圃場整備事業地区での営農開始を予定しているのが隣接する荒浜地区の(農)せんだいあらはま(母体は荒浜集落営農組合)である。母体の荒浜集落営農組合は震災後に設立された任意組織で、14年は大豆の生産のほか、震災後初めての水田作付けも行った。同組合は15年1月に法人化し、春には国直轄事業により整備された大区画農地での営農再開を予定している。^(注4)同組合には、JA仙台が臨時職員として雇用した県農業大学校卒業生2名が派遣されており、同組合の法人化に合わせて、職員として採用される予定である。^(注5)

(注1) 日本農業新聞e農net(14年3月5日付)「大震災から3年復活にかける1」

(注2) JA仙台「JA仙台の出資による農業生産法人支援方針」

(注3) 日本農業新聞e農net(14年10月22日付)「津波被災地復興宮城・JA仙台」

(注4) 河北新報(14年7月26日付)「東日本大震災/水耕トマト初出荷/被災農家の女性奮闘/仙台・井土」

(注5) 河北新報(14年12月25日付)「農地保全と雇用推進/仙台・荒浜の集落営農組合法人化へ」

(注6) 河北新報(14年8月16日付)「再生せんだい一ひと模様」

(b) 気仙沼市、南三陸町、山元町の圃場整備地区での営農再開

15年、16年については、農地復旧が県内で最も遅れていた県最北の気仙沼市、南三陸町と県最南の山元町(とくに山元東部地区)の圃場整備事業地区でも営農再開が予定さ

れている。

まず、気仙沼市、南三陸町の圃場整備事業地区は、三陸特有のリアス式海岸地域という地勢条件の制約から、10工区合計で約160haという小規模な工区で圃場整備が行われている。加えて、高齢化・過疎化も進行している地域のため担い手の確保が懸念されていた。しかし、農協、普及センター等の積極的な働きかけにより、10工区のうち8工区で集落営農組織等が設立されつつあり、15年4月からの営農再開を目指した取組みが進められている。^(注7)

逆に、圃場整備面積が広域すぎて担い手確保が懸念されていたのが、山元町山元東部地区である。山元東部地区では470haの圃場整備が行われ、16年からの営農再開が予定されているが、点在していた圃場を集約してできる畑地約310haの担い手が問題となった。都府県ではまれな大規模畑作経営となるが、前例がない規模だけに担い手の確保が懸念されたのである。しかし、町内から複数の農業生産法人(設立準備中を含む)が手を挙げ、14年9月には農地地権者を対象にしたこれら農業生産法人による事業内容説明会が町により開催された。そこでは、大規模営農を希望する町内の9つの法人、組合が自らの営農計画に関して、地権者に対し説明を行っている。^(注8)

(注7) 気仙沼地方振興事務所ホームページ「気仙沼・南三陸だより」第10号(平成26年9月)「農地復旧ほ場整備地区において営農体制が整いつつあります」

(注8) 河北新報(14年9月19日付)「山元・被災農地集約310ヘクタール/大規模営農で再生を/9団体地権者に協力呼び掛け」

3 生産再開により見えてきた課題

上記のように、沿岸に最も近い津波被災地区でも14年度より本格的な営農が一部で開始されている。また、農地復旧が遅れていた県内最北の気仙沼市、南三陸町や最南の山元町でも、担い手の確保にめどが付きつつある。被災地での農業復旧・復興への取り組みは、既に営農を再開した多くの経営体を含めて、農業生産の再開という意味では、相当程度進んできたといえよう。前出の第1図でも、15年度までに営農再開する見込みの農地面積は転用を除く被災面積の92%に達する。

ただし、関係者からは、実際に生産を再開してみて、初めて見えてきた課題も多いとの指摘を受けた。そして、それらの課題には、営農活動を継続していく上で早急に解決が必要なものもあるという。農業の復旧・復興は、単に生産を再開するだけでなく、それが継続され軌道に乗ってこそ、本当の成功といえる。そこで、ここではそれらの課題について主に土地利用型農業に関し整理するとともに、その対応策について、農協をはじめとする関係機関の取り組みの紹介も含め、若干の検討を加えたい。

(1) 津波被災地区での土壌問題

まず、大きな問題の一つが土壌に起因する農産物の生育不良である。とくに、客土の問題は多くの関係者から指摘を受けた。

津波被災地区では、農地表面の作土（耕土ともいう。農地の表面にあり、耕起され養分や水分の大部分を植物が吸収する層）が流出している地域が多い。そのため、農地復旧にあたっては、単に、農地からがれき等を除去し、整地・除塩するだけでなく、他の場所から土を持ってきて客土する必要がある。しかし、別の農地の作土（例えば、集団移転事業の対象となった農地）を利用できるようなケースを除けば、管内に農地に適した土は少なく、保肥力や肥沃度に乏しい山土を客土せざるをえなかったのである。そのため、沿岸部により近い地区では、土壌改良が必要になっている圃場が多い。

また、客土以外でも、農地復旧・圃場整備の施工そのものの問題や、地盤沈下による問題等が発生している。例えば、がれき除去の不備、重機の過転圧等による排水不良、地下水の塩分濃度上昇による影響等である。

(2) 新設法人の経営体制にかかる課題

前述のように、C1、C4事業や農業生産対策交付金を利用して農業復旧・復興に取り組む際、多くの地域で新たに法人が設立された。既に、多くのそれらの新設法人が営農を開始しているが、関係者が指摘するのが経営体制の整備の必要性である。

大震災の被災農業者のなかでも、個別農家や既存の法人で営農再開したケースでは、震災前と経営体制には変わりがない。しかし、震災後に被災農業者が集まって新たな組織を設立し、営農再開をした法人の中には、経営管理、意思決定等の面で課題が生

じているケースもあるという。

この背景としては、①組織の中に個人経営の経験しかない農業者が多いこと、②通常は経営の発展に応じて進む組織化のプロセスを非常に短期間のうちに進めたこと（このプロセスについて「通常20年かかる組織づくりを3年で行った」という関係者の声も聞かれた）、③異なる専門分野の農業者が一つの組織に入ったことで部門間の連携に課題が生じたこと、④経営規模の急速な拡大や新技術、新品目導入へ体制整備が追い付かなかったこと、等があげられている。

(3) 販売環境変化にかかる課題

販売環境変化、とくに14年産米価の大幅な下落により、被災地で営農再開した（もしくは、営農再開を見込む）土地利用型農業の経営見直しが必要になっていることも大きな課題の一つである。

経営見直しの方向は、多くの場合、複合経営や6次産業化の取組みによる収入源の多角化や、新技術導入によるコストの削減、といったことが中心になるが、その取組みのためには、新たな販路確保、設備投資、労働力や資金確保等、様々な経営判断を迅速に行うことが必要になる。このことは、上記(2)の新設法人における経営体制の整備の必要性にもつながる。さらに、経営内容の見直しに経営体自身で取り組める部分には限界があり、農協、JAグループ、普及センター等農業関連機関が連携して支援を行うことも必要になっている。

4 課題への対応

(1) 土壌問題に対して

施工の問題はともかく、地力不足の土壌の改善は、短期間では実現できないことを、多くの関係者が指摘している。関係者の言葉を借りれば「千年かけて作ってきた作土が流された」のであり、短期間での地力回復は困難ということである。関係機関も、対策を講じていないわけではなく、例えば、農林中金は、土壌改善についても復興支援プログラムの対象とし土壌改良剤等の支援を行っており^(注9)、また、東日本大震災農業生産対策交付金を利用した取組みも進められている。

しかし、長年かけて作られた作土の回復は短期間では難しく、長期的な取組みが必要で、例えば、気仙沼市は、東日本大震災農業生産対策交付金の利用回数が限られていることについて、要件の緩和を求める要望を国に出している^(注10)。また、気仙沼市、南三陸町の被災農地を管内とする本吉農業改良普及センターでは5年計画での土壌改良プログラムを作成し、管内の農地の地力回復を目指している。土壌改良プログラムでは、5か年を目安に堆肥を連年施用して土づくりを行い、十分な地力が得られるまで肥効調節型肥料（肥料成分がゆっくりと安定的に供給される肥料）により窒素不足を補うとしている^(注11)。

また、JA南三陸管内と同様に土壌流出が広範な地域で生じた仙台平野沿岸部では、

とくに堆肥不足を懸念する声の関係者から聞かれている。個別経営体の中には県外から堆肥の寄贈を受けるケースもあったよう^(注12)に、JA管内のみならず県内からの堆肥調達にも限界があり、より広域的な耕畜連携の取組みや、堆肥保管施設等の整備を希望する声が上がっている。

このように、土壌問題に関しては、単年度での解決は難しく、より長期間にわたる課題であることから、その支援も、長期的に、かつより広域的な取組みが必要となっている。

(注9) 農林中央金庫プレスリリース「被災地復興支援としての営農再開に対する費用助成実施について」(14年6月20日)

(注10) 気仙沼市「農林水産業復興支援に関する要望書」(平成26年7月10日)

(注11) 気仙沼地方振興事務所ホームページ「気仙沼・南三陸だより」第9号(平成26年6月)「客土農地での営農再開に向けて『土壌改良プログラム』を作成」

(注12) 河北新報(14年7月3日付)「岐阜から援軍 念願の野菜生産再開へ仙台・井土地区」

(2) 新設法人の経営体制の整備

新設法人の経営体制の整備については、農協、JAグループや普及センター等農業関連機関も問題意識を持ち、既設法人等の支援と組み合わせるかたちで様々な支援が行われている。

例えば、JAいしのまきでは、新設法人を含む管内の農業法人が抱える課題を解決するために、14年5月に「いしのまき農業協同組合農業法人会」を立ち上げた。会員は管内の農業法人約40組織で、同年8月には、外部講師による経営研修会や現地相談会を開催した。新設法人への経営支援を同様に

行ってきた石巻農業改良普及センターも、農協と協力しつつ、管内農業法人の育成に^(注13)取り組んでいくとしている。

また、仙台農業改良普及センターでは、13年度よりJA仙台と共催で、「仙台農業復興塾」を開催し、外部講師を招き、新設法人を含む被災農業者への集合研修を開催している。さらに14年には個別支援として、新設法人に経営コンサルタントによる経営^(注14)計画の作成支援も行っている。

さらに、JAグループ宮城では14年10月に「担い手経営体支援チーム」を発足させている。同チームは19人体制で、担い手経営体の所得確保・増大を目指し、専門家との顧問契約による現地相談会などを実施するとともに、県域配置営農相談支援員などが日常支援を行っていくとしている。^(注15)

このように、農協、JAグループ、普及センター等の農業関連機関が各々新設法人を含む法人等の担い手の経営体制の整備のための支援に取り組んでいる。今後、被災地の新設法人は、個別の経営発展の段階に応じて、新たな課題が生まれてくると思われ、その発展レベルや抱える課題に応じた支援を、各機関が役割分担も意識しながら進める必要があるとみられる。

(注13) 「宮城の農業普及現地活動情報」(14年9月1日)「いしのまき農業協同組合農業法人会経営研修会」

(注14) 「宮城の農業普及現地活動情報」(14年11月25日)「津波被害からの農業復興ビジョン実現のための目標づくり」

(注15) 「JAグループ宮城災害復興ニュース(総合版)」(14年10月3日付)「『JAグループ宮城 担い手経営体支援チーム』が発足。まず、沿岸5JA支援」

(3) 販売環境変化

a 複合経営への取組み

米価下落により米を主力とする経営体では、米プラス α （アルファ）の複合経営に取り組みざるを得ない状況である。複合経営の組み合わせには、麦・大豆、露地野菜、施設園芸等様々な選択肢がある。例えば、育苗後のハウスでの園芸作は多くの経営体で取組みが始まっている。

被災地の圃場整備地区で今後課題になるのは、畑地を利用した複合経営の取組みとみられる。圃場整備地区では、点在する畑地を集約する「畑寄せ」によって、団地化された畑が生まれている。そのような畑地での野菜栽培は、多数の農業者による小規模多品種生産とは異なる生産・販売体制が必要になる。機械化・省力化がなるべく可能な作物を選択し、また品質および量的な観点から、加工業務用向けも視野に入れざるをえない。

例えば、JA南三陸管内では、米にプラスする収益性の高い品目として業務用長ねぎに取り組んでいる。12年度から作付けが始まり、年々面積が拡大している。前記の圃場整備地区でも取組みが予定されており、ねぎ用農機導入や、保管倉庫整備や販路確保、他産地への視察等、様々な取組みが農協、普及センター連携のもと行われている。^(注16)

仙台市から山元町にかけての仙台平野沿岸圃場整備地区でも、集約され大区画となった畑地が誕生している。その面積は沿岸部全体では数百haに上るとみられ、限られた品目に生産が集中する可能性もある。関

係者からは、産地化や高付加価値化も視野に、販路や流通、保管施設等について、単協にとどまらない広域の連携が必要では、という声が聞かれた。既に、尾高（2012, 2014）にみられるように、隣接農協や複数の農協で施設の共同利用等を図る事例は多数みられており、これら仙台平野の圃場整備地区でも、そうした取組みを検討することも考えられよう。

(注16)

- ・気仙沼地方振興事務所「気仙沼・南三陸だより」（平成26年9月第10号）「ねぎ栽培先進地視察研修会を開催しました」
- ・「みやぎの農業普及現場newsletterNo89, 2014/6」
「長ねぎ定植現地検討会を開催しました。」

b 低コスト・省力化技術の導入

つぎに、販売環境が厳しくなるなかで必要になるのが、低コスト・省力化技術の導入である。これは個別経営体レベルの取組みだけでなく、農協やJAグループにおける集出荷、流通段階での取組み等も求められる。

まず、被災地の個別経営体単位での低コスト・省力化技術導入の試みは、現在「食料生産地域再生のための先端技術展開事業」（以下「先端プロ」という）などにより、取り組まれている。

先端プロは「復興庁と農林水産省が実施する研究プロジェクトで、農業分野及び漁業分野の復旧・復興に貢献するため、産学官が開発してきた先端技術を組み合わせ、被災地の農業者・漁業者等と協力しつつ技術の有効性を実証し、その普及・実用化を促進するもの」（東北農政局ホームページより）である。

先端プロにより、仙台平野沿岸で被災した農業者の圃場で、稲作では乾田・湛水直播技術等の実証試験が、露地野菜ではキャベツ・玉ねぎ機械化体系等の実証試験が行われている。これら技術は、圃場整備地区の大規模経営体にとって必須のものとみられ、実証試験の結果を面的に普及させるための取組みが必要であろう。

さらに、個別経営体の規模拡大に対応した、集出荷や流通段階でのコスト削減の取組みも必要になるとみられる。

例えば、JAみやぎ亘理では、物流コスト削減策として、個袋流通に比べ、輸送費用、入出庫費用等のコスト低減が可能なフレコンバック（以下「フレコン」という）での米集荷の取組みが行われている。JAみやぎ亘理ではもともと山元町内にフレコン対応の倉庫を所有していたが、14年産米買入れから亘理町内の米倉庫3か所もフレコン対応とした。さらに、新たに設立された集落営農組織を含む被災生産者へフレコン集荷対応機器等の費用助成が行われるなど、生産者側の体制整備にも取り組んでいる^(注17)。

(注17)「JAグループ宮城災害復興ニュース（総合版）」（14年10月3日付）「営農再開へ、農林中金、全農みやぎがフレコン計量器等を支援」

おわりに

宮城県の津波被災地の農業復旧・復興は、被害が甚大だった一部の地域を除いて、担い手の確保や生産基盤回復の局面から、営農再開に伴って生じている様々な課題の克服の局面へと移行している。本稿では主

に土地利用型農業に絞って指摘したが、施設園芸・畜産等も含め被災地の農業者が直面している課題は多方面にわたる。その克服が農業者自身では困難なものも多く、各地の農協、普及センター、行政等関係機関がより広域での連携を通じ、対応していく必要があると考えられる。

最後に、忘れてはならないのが15年度までの「集中復興期間」中に、営農再開ができない地域や農業者についてである。復旧・復興が遅れている地域ほど、今後、公的な支援が少なくなることを懸念している。こうした営農再開を望む人々が希望を失わないよう、農協、JAグループは自身による支援の継続はもちろんであるが、行政や公的な農業関連機関への働きかけも行いながら、地域全体で被災農業者に寄り添った復旧・復興の支援を行うことが求められている。

<参考文献>

- ・内田多喜生（2012）「大震災からの農業復旧・復興へ向けた農協の取組みについて」『農林金融』3月号
- ・内田多喜生（2013）「大震災からの農業復旧・復興へ向けた施策の動向と農協の取組み」『農林金融』3月号
- ・内田多喜生（2014）「大震災から3年を経た農業復旧・復興施策の動向と農協の取組み」『農林金融』3月号
- ・尾高恵美（2012）「単位JAの枠を超えた農業関連施設の共同利用」『農中総研 調査と情報』web誌5月号
- ・尾高恵美（2014）「隣接2JAによるトマト選果施設の共同利用と産地統合」『農中総研 調査と情報』web誌5月号
- ・結城登美雄・小山良太・（株）農林中金総合研究所（2012）『東日本大震災 復興に果たすJAの役割』家の光協会

（うちだ たきお）